

第4次宇都宮市出資法人等改革推進計画（概要）

策定の目的

社会経済環境の変化に対応した，出資法人等の継続的な改革の推進

第1 対象団体

| 名称 | 区分 | | 団体名 | |
|------|-----------------|-------------------|---|----------------------------|
| 出資法人 | 50%以上の出資法人 | 特別法人 | 宇都宮市土地開発公社 | |
| | | 公益財団法人 | うつのみや文化創造財団 宇都宮市スポーツ振興財団 グリーントラストうつのみや 宇都宮市農業公社 宇都宮市医療保健事業団 | |
| | 25%以上50%未満の出資法人 | (該当なし) | | |
| 監理団体 | 25%未満の出資法人 | 非出資 (人的・財政的支援) | 社会福祉法人 | 宇都宮市社会福祉協議会 |
| | | | 公益社団法人 | 宇都宮市シルバー人材センター |
| | | | 特定非営利活動法人 | 宇都宮市国際交流協会 宇都宮まちづくり推進機構 |
| | | | 任意団体 | 宇都宮観光コンベンション協会 |

第2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

第3 前計画の主な成果

平成22年度から平成26年度の5年間で，一定の成果を達成

1 事業の充実・強化

- ・ 文化創造財団の事業拡大（市民芸術祭）
- ・ シルバー人材センターの就業延人数 +12,971人（21年度比）
- ・ 国際交流協会の自主事業数 +16事業（21年度比） 等

2 団体常勤役職員数の適正化

9名削減（22年度当初比）

3 市の人的関与の見直し

- ・ 市職員の派遣等を5名削減（22年度当初比）
- ・ 役員総数に占める充て職の割合4.6ポイント減少（22年度当初比）

4 市の財政的関与の見直し

市財政負担額を12.9%削減（21年度決算比）

第4 出資法人を取り巻く社会環境

出資法人等を取り巻く環境は次のとおり、急速に変化

- 1 新たな担い手による公共サービスの提供（NPO，ボランティア，企業等）**
社会経済状況の変化や地方分権の流れの中で、民間が担える公共サービス分野が拡大し、企業やNPO，ボランティアが新たな担い手となるなど、本市の出資法人等に求められる役割は大きく変化してきている。
- 2 国による新たな指針の策定**
「第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月策定）」に基づき、市は存続する団体の経営の健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むことが求められている。
- 3 内部統制機能の発揮**
公益法人に移行した6団体を中心に、内部統制の更なる適正化に取り組んでいるところであり、今後も、各団体の設立目的の実現に向けて、内部統制機能をより一層、発揮することが重要となってきた。
- 4 説明責任・透明性の一層の確保**
国の新たな指針では、各団体の経営状況等を議会や住民に分かりやすく説明し、理解を得ることが重要とされており、将来の事業の見通しや保有財産の用途や額などについて十分な説明を行うなど、引き続き、透明性が確保された団体運営を行う必要がある。

第5 基本的な考え方

前計画の成果や社会環境の変化を踏まえ、次の基本的な考え方にに基づき、引き続き、改革を推進

- 1 公共サービスの担い手としての役割の検証**
これまでに検証してきた各団体の役割を果たすことを基本としつつ、地方創生の担い手としての役割にも意識しながら、団体を取り巻く社会状況の変化に応じて、その役割を継続的に検証する。
- 2 強みを生かした公共サービスの提供**
公共性と企業性を併せ持つ存在として、公共性、公益性を有した事業を民間企業と同様に効果的・効率的に行えることが出資法人等の強みであり、各団体がその強みを生かし、地域の活性化に向けて様々な分野で活躍できるよう、組織能力の向上や活躍の場の確保に向けた取組に努めるとともに、市も適切に支援する。
- 3 経営の健全化や事業の効率化などによる持続可能な経営基盤の強化**
市が施策を推進する上でのパートナーとして、経営の健全化や設立目的に沿った事業活動の効率化など、持続可能な経営基盤の強化に向けた取組を推進する。

第6 改革の具体的な取組

次の取組を実施することを各団体に指導・要請するとともに、必要に応じ、適切な支援や自らの取組を推進

1 事業の充実・重点化

(1) 事業の充実

- ・ 自らの経営資源を効果的・効率的に活用し、その設立目的の達成と新たな市民ニーズに適切に対応していくために、事業を充実
- ・ 新たな事業は、中長期的な視点で、その必要性を十分に検証した上で実施

(2) 事業の重点化

今後も、市民ニーズを捉えた公益的な事業を継続的に実施できるよう、事業の選択と集中を徹底し、真に必要な事業の展開に経営資源を重点的に配分

2 地域における公益的活動の推進

(1) 公共を担う各主体との協働の促進

地域の活性化に向けて、市民や民間企業、NPO団体などの様々な主体との協働のまちづくりを実践するため、団体ならではの強みを発揮できる事業を推進しながら、各主体との連携を促進

(2) 官民による協働事業の推進に向けたコーディネート機能の強化

公共性と企業性の両方を併せ持つ強みを効果的に発揮し、市と各主体の間に立ち、協働のまちづくりをコーディネートする機能を充実・強化

3 健全経営の維持と経営の更なる改善

(1) 内部統制の効果的な発揮

内部統制機能を継続的・効果的に発揮していくための様々な環境を整備

(2) 機能の強化・効果的な発揮

設立目的の達成に向けて、機能を強化するとともに、効果的に発揮していけるよう、人材育成の強化や市との役割分担の明確化、新たな組織形態の検討などを実施

(3) 安定的な経営基盤の確立

事業の継続実施や経営の安定化を図っていけるよう、自主事業の収入や寄付金、会費収入等の財源を確保

第6 改革の具体的な取組（前頁からの続き）

(4) 保有財産の有効活用

- ・ 基金等の保有財産は，引き続き，透明性の確保や使途の明確化に努め，計画的に活用
- ・ 公益法人が保有する財産は，その保有の目的や必要性，積立限度額の妥当性などを検証し，適切に保有・活用

4 組織・人員体制の強化

(1) 人材の確保

- ・ 正規職員の採用は，団体の経営状況や将来の見通し，事業の効率化の余地，多様な勤務形態の活用など，様々な要因を十分考慮し，判断
- ・ 近年，団体職員の高年齢化や年齢構成に偏りが生じており，計画的な採用に十分留意

(2) 柔軟で効率的な組織体制の構築

業務量等に応じた柔軟で効率的な組織体制を構築するため，課や係などの組織体制の統廃合や適正化，部署間の垣根を越えて業務に対応できる体制の構築などを検討

(3) 人材育成

中長期的な視野に立った職員の育成や資質の向上を図るため，資格取得や研修・講座等の受講機会を充実

(4) 職員のモチベーションの維持・向上

職員の雇用形態（正規・嘱託・再雇用職員等）に応じた職務分担の明確化や努力した職員の適正な評価，活性化を視野にいたした人事管理を積極的に実施

5 市の関与の適正化

(1) 財政的関与の適正化の推進

- ・ 補助金の必要性などについて検証し，継続的に見直しを推進
- ・ 随意契約で委託している場合や，団体を非公募で指定管理者に指定している場合には，競争性の観点から，委託料などの妥当性を検証し，継続的に見直しを推進

(2) 人的関与の適正化の推進

各団体が主体性・自律性を発揮できるよう，引き続き，団体の要請に基づく職員の派遣は最小限に止め，その適正化を推進

第7 各団体の改革の方向性と主要課題

| 団体名 | 改革の方向性 | 主要課題 |
|--------------|---|---|
| 土地開発公社 | <ul style="list-style-type: none"> 公社経営の効率化 公社機能の効果的な発揮，市との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 経営の効率化 公社機能の更なる活用方策の検討 |
| 文化創造財団 | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人としての役割の発揮 事業の充実・強化に向けた保有財産の適正活用 業務量等を踏まえた組織体制の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の更なる充実 保有財産の適正活用 組織体制の適正化 |
| 宇都宮市スポーツ振興財団 | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人としての役割の発揮 設立目的の効果的な達成に向けた事業の見直し 事業の充実・強化に向けた保有財産の適正活用 | <ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の更なる充実 指定管理施設の峻別 保有財産の適正活用 |
| グリーントラスト | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人としての役割の発揮 安定した経営基盤の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の更なる充実 自主財源の確保に向けた取組の推進 |
| 農業公社 | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人としての役割の発揮 設立目的の効果的な達成に向けた公社機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の更なる充実 総合調整機能の強化 |
| 医療保健事業団 | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人としての役割の発揮 | <ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の更なる充実 公益法人としての安定的な運営 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 設立目的の達成に向けた事業の重点化と組織運営の更なる適正化 国が検討している社会福祉法人制度の見直しの動向を踏まえた適切な対応 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の重点化 組織体制の適正化 自主財源の確保に向けた取組の推進 保有財産の適正活用 |
| シルバー人材センター | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人としての役割の発揮 | <ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業の更なる充実 公益法人としての安定的な運営 |
| 国際交流協会 | <ul style="list-style-type: none"> 安定した経営基盤の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 自主財源の確保に向けた取組の推進 |
| まちづくり推進機構 | | |
| 観光コンベンション協会 | <ul style="list-style-type: none"> 設立目的の達成に向けた組織体制の強化 安定した経営基盤の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 法人化も含めた組織のあり方検討 自主財源の確保に向けた取組の推進 |

第8 改革の進め方

1 中期経営計画の策定

- ・ 市は、本計画に基づく改革を着実に推進していくため、「第6 改革の具体的な取組」や「第7 各団体の改革の方向性と主要課題」に基づく具体的な取組を定めた「中期経営計画」の策定を各団体に要請
- ・ 計画の実効性を高めるため、「数値による目標」や「実施時期」などを明記
- ・ 計画期間は、本計画と同じ平成27年度から平成31年度までの5年間

2 進行管理

「中期経営計画」は、市長を委員長とする「行政経営検討委員会」において、進行管理